

※固有の車の名称
ではありません。

※車検証又は車両諸元のとおり、
誤りのないよう記載してください。

※軽自動車の届出は新規、保管場所の変更は変更を○で囲んでください。

※登録自動車の保管場所変更届出のときは登録、
軽自動車の届出のときは軽を○で囲んでください。

自動車保管場所届出書 (新規・変更)			自動車の区分	登録 (軽)
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
ホンダ スズキ等	AB-CD35	C D 3 5 - 1 2 3 4 5 (アルファベットには下欄にチェックしてください)	長さ	3 3 9 センチメートル
		√ √	幅	1 4 7 センチメートル
			高さ	1 6 7 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	〇〇市〇〇町1丁目1番1号 ← ※住所地・事務所の所在地を正確に記載してください。			
自動車の保管場所の位置	〇〇市〇〇町1丁目1番1号 (変更前) ← ※駐車場の場所を正確に記載してください。 ※保管場所の変更の場合は、変更前の駐車場の場所を記載してください。			
※保管場所標章番号	← ※備考4を参照してください。			
上記の事項について届出をします。				
〇〇 警察署長 殿		〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 ← ※届出の日としてください。		
住所		〒 (870-0000)		
届出者		〇〇市〇〇町1丁目1番1号 ← ※住民票・印鑑証明のとおりに記載してください。		
フリガナ		(097) 〇〇〇 局 〇〇〇〇 番		
氏名		フリ ガ ナ 〇 〇 〇 〇		

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあつては「新規」の文字を、法第7条第1項(法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあつては、「変更」の文字を○で囲むこと。
- 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあつては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあつては「軽」の文字を○で囲むこと。
- 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
- 4 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であつて届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたときは、保管場所標章番号欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載して、所在図の添付を省略することができる。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

自己単独所有・その他 ←	
駐車場名 又は所有者名	
収容台数	台

※届出者本人所有の場合は自己単独に○、
それ以外の場合は、その他に○してください。

※判明している場合は記入してください。

自動車登録番号	
車両番号	

連絡先	
-----	--